

## 瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準

平成15年5月6日  
告示第 87号

(目的)

第1条 この基準は、瑞穂町における契約事務の適切な執行を図るため、地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により、町長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者（以下「競争入札参加有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止の手続)

第2条 町長は、瑞穂町指名業者選定委員会規則（昭和44年規則第5号）に定める瑞穂町指名業者選定委員会（以下「指名業者選定委員会」という。）の協議を経て、指名停止等の措置を行うものとする。ただし、競争入札参加有資格者が、別表措置要件1の各号のいずれか一又は同表措置要件4第1項に該当するとき及び特に必要がある場合には、町長は直近の指名業者選定委員会を開くまでの間、指名停止等の措置を行うことができる。

(指名停止の基準)

第3条 競争入札参加有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、同表各号に基づき指名停止措置期間を定める。

2 指名停止に至らない場合において必要と認められるときは、当該競争入札参加有資格者に対し、注意喚起することができる。

3 別表措置要件2各号及び3の場合において、社内責任体制等を総合的に勘案して、一部指名停止措置が妥当であると認められるときは、当該競争入札参加有資格者の一部指名停止措置を行うことができる。

(指名停止期間中の指名の禁止)

第4条 第2条に規定する指名停止措置が行われたときは、その指名停止期間が満了するまで、指名停止措置を受けた競争入札参加有資格者を指名してはならない。

(指名停止期間の算定)

第5条 競争入札参加有資格者が別表各号の措置要件の二以上に該当するときは、最長指名停止期間を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める指名停止期間の範囲内において、加算することができる。

(1) 指名停止措置を受けた競争入札参加有資格者が、その指名停止期間中又は満了後3年を経過するまでの間に、別表措置要件1各号に定める行為により逮捕又は起訴されたとき。

(2) 第3条第2項により競争入札参加有資格者が注意喚起を受けた日から起算して3年以内に、別表措置要件3に該当するとき。

(3) 法人の代表権を有する役員（代表権を持つ役員と同等の権限を有すると認められる者を含む。）が、別表措置要件4各号に定める行為の主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が広範囲に及ぶとき。

(4) 注意喚起又は指名停止措置を繰り返し受け、改善されないなど、特に必要であると認められるとき。

3 極めて悪質な事由又はしんしゃくすべき特別な事由があるときは、別表に定める指名停止期間を延長又は短縮することができる。

4 指名停止期間中の競争入札参加有資格者について、特に必要があると認められるときは、別表に定める指名停止期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

5 指名停止措置期間中の競争入札参加有資格者について、措置要件に該当する事実がないことが明らかになったときは、指名停止措置を解除する。

（下請人、共同企業体又は事業共同組合に関する指名停止措置）

第6条 下請人、共同企業体又は事業共同組合の責に帰する行為によって、当該下請人、共同企業体構成員、事業共同組合組合員に対し指名停止措置を行うときは、第3条から第5条までの各条を準用する。

（指名停止措置の通知）

第7条 第2条により指名停止措置を行うとき又は第5条各項により指名停止措置期間を変更若しくは解除するときは、当該競争入札参加有資格者に対し、遅滞なく通知するものとする。

（指名停止の特例）

第8条 指名停止措置期間中の競争入札参加有資格者であっても、契約の種類を勘案し、特に必要と認められるときは、指名することができる。

## 附 則

この基準は、平成15年5月6日から施行する。

附 則（平成18年告示第168号）

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第241号）

この基準は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第221号）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

措置要件	指名停止措置期間
1 贈賄	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 次に掲げる者が、瑞穂町職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 競争入札参加有資格者又は法人の代表権を有する役員（代表権を持つ役員と同等の権限を有すると認められる者を含む。以下「代表役員等」という。）	1 2月以上3 6月以内 （標準3 6月）
イ 常時契約を締結する権限を有する事務所の長で、前アに掲げる以外のもの（以下「一般役員」という。）	9月以上3 6月以内 （標準2 7月）
ウ 前ア及び前イに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	6月以上2 4月以内 （標準1 6月）
(2) 東京都及び東京都の区域内（以下「都内」という。）に所在する地方公共団体並びに国又は地方公共団体が運営する公共機関その他の団体（以下「公共機関等」という。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 代表役員等	6月以上1 8月以内 （標準1 2月）
イ 一般役員	4月以上1 2月以内 （標準9月）
ウ 使用人	3月以上9月以内 （標準6月）
(3) 関東地方に所在する地方公共団体（東京都及び都内に所在する地方公共団体を除く。）並びに公共機関等に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上1 2月以内 （標準9月）
イ 一般役員	3月以上9月以内 （標準6月）
ウ 使用人	1月以上5月以内 （標準3月）
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	当該認定日から
(1) 瑞穂町が発注する契約履行上の事故	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたり公衆が被害を受け、社会的及び経済的損失が大きい場合	2月以上1 2月以内 （標準8月）
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺公衆が被害を受けた場合	1月以上1 0月以内 （標準7月）
ウ 事故を発生させ、使用人が死亡し、又は傷害を受けた場合	1月以上6月以内 （標準4月）

措置要件	指名停止措置期間
<p>(2) 地方公共団体（瑞穂町を除く。）及びその他の公共機関が発注する契約履行上の事故</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたり公衆が被害を受け、社会的及び経済的損失が大きい場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、使用人が死亡し、又は傷害を受けた場合</p>	<p>1月以上5月以内 (標準3月)</p> <p>1月以上2月以内 (標準1月)</p> <p>1月以上5月以内 (標準1月)</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p>	<p>当該認定日から</p>
<p>(1) 瑞穂町が発注する契約において、契約履行上、著しく適性を欠く行為があったと認められる場合、又は契約履行成績が不良と認められる場合</p>	<p>3月以上12月以内 (標準9月)</p>
<p>(2) 瑞穂町が発注する契約において、契約履行上、現場管理が良好でない旨を指摘したが、改善しない場合</p>	<p>1月以上12月以内 (標準6月)</p>
<p>4 契約に関連した信用失墜行為</p>	
<p>(1) 代表役員等、一般役員及び使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は起訴された場合、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した場合</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p>
<p>ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの</p>	<p>3月以上36月以内 (標準18月)</p>
<p>イ 瑞穂町が発注する契約を除く、都内におけるもの</p>	<p>2月以上12月以内 (標準6月)</p>
<p>ウ 前イ以外の区域におけるもの</p>	<p>1月以上6月以内 (標準3月)</p>
<p>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p>	<p>当該認定日から</p>
<p>ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの</p>	<p>3月以上9月以内 (標準4月)</p>
<p>イ 瑞穂町が発注する契約を除く、都内におけるもの</p>	<p>2月以上6月以内 (標準3月)</p>
<p>ウ 前イ以外の区域におけるもの</p>	<p>1月以上3月以内 (標準2月)</p>
<p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、違法行為等により著しく社会的信用を失墜したと認められる場合</p>	<p>当該認定日から 1月以上12月以内 (標準6月)</p>

措置要件	指名停止措置期間
<p>5 虚偽記載</p> <p>瑞穂町発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料又は調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定日から 1月以上6月以内 (標準3月)</p>
<p>6 不誠実な行為</p> <p>落札後、正当な理由がなく、契約を締結しない場合</p>	<p>当該認定日から 1月以上12月以内 (標準6月)</p>
<p>7 その他不正な行為</p> <p>4に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定日から 1月以上12月以内</p>